

## 簡素で一元的な権利処理に係る具体的検討に当たっての論点 (ヒアリングやこれまでの意見を踏まえて作成)

### 1. 目指すべき方向性と留意すべき点

- 利用円滑化による対価還元の創出や増加が新たな創作活動につながるというコンテンツ創作の好循環の最大化を目指す仕組みを目指す。
- 一つの方策で解決できるものではないため、実現可能な時間軸を考慮しつつ、効果的な方策を組み合わせることで実現することとしてはどうか。
- 今後の検討に当たり、次の項目への留意を適切に行うべきではないか。
  - ・ クリエイター的意思（許諾権等）を尊重する
  - ・ 二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないようにする
  - ・ 既にライセンスビジネスが成立している場面への悪影響を与えない仕組み
  - ・ 管理運営コストの負担を考慮し、将来にわたり持続可能な仕組み

### 2. 想定される場面

- 今回の措置が必要とされる場面（特に、利用の促進による新たな対価の創出が期待される場面）については、次のような場合を想定することができるか。
  - ・ 過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信
  - ・ 権利者不明等により利用許諾が得られないコンテンツの活用
  - ・ UGC等のデジタルコンテンツのインターネット配信等の二次利用
  - ・ このほかに、特定のニーズのある場面が考えられるか。

### 3. 具体的な方策

#### (1) 権利情報データベースの構築、集中管理の促進

- データベースの構築が進んでいる音楽分野を参考に、他の分野でもデータベース構築を進めるための方策。例えば、分野ごとに進めるべきか。ニーズのある分野又は優先して進める分野があるか。分野を横断する包括的な権利情報データベースの実現が可能か。など
- 集中管理団体が集中管理を促進するための機能強化方策。例えば、当該団体が無断利用への対策を行うことや、データベース構築の促進など。
- 著作物等の創作者がデータベースや集中管理に登録するための誘引方策や周知方法。例えば、データベース掲載による利用機会の増や対価還元の可能性について。
- これらの方策を進めるに当たり、運営コスト、具体的な支援方策をどのように考えるか。

## (2) 権利処理に資する一元的な窓口の創設

- 利用主体や行為、対象となる著作物を想定しつつ、「分野を横断する一元的な窓口組織」を設けて、次のような役割を担うことの必要性と実現可能性について。
  - 集中管理団体や権利者への接続の円滑化
  - 権利情報データベースの構築や運用
- 「分野を横断する一元的な窓口組織」を設立する場合の具体の在り方。団体の組織・構成をどうするか。権利者・利用者側双方の参画の在り方、運営に係る費用負担の在り方など。既に運用されている同様の制度や団体との関係について。
- 権利者等の特定が困難な場合に、その探索を誰がどのように行うのが適切か。「分野を横断する一元的な窓口組織」の関わり方はどのようなものが考えられるか。

## (3) いわゆる拡大集中許諾制度による権利処理

- 利用者が、個々の権利者への利用許諾申請に代わり、特定の組織への利用許諾申請を行うことで、著作物の利用を可能とし、特定の組織から個々の権利者に対価が還元される仕組みの導入について。
- いわゆる一般ECLではなく、個別の場面对応とする場合には、上記2.の想定される場面における有用性や実現可能性はどうか。
- 集中管理団体や個別権利者との直接のライセンス契約の関係や、すでにビジネス慣行がある場合の取扱い、クリエイターの意思の尊重の仕方（オプトアウト等）。
- 特定の組織には、こういった要件が求められるか。（著作権等の管理率／データベース等の保有による情報把握の程度／制度上の権限付与／利用者による組織の可否）

## (4) UGC等のデジタルコンテンツの利用促進

- 「UGC」「アウトオブコマース」などの具体的範囲について。例えば、ネット上で非営利・無料で公開している場合や、利用条件等により権利者の意思が明示されていないなどの条件設定が可能か。
- 上記の範囲の設定を踏まえた、著作物の利用を円滑にする具体的方策。

## (5) 現行の裁定制度の改善

- より迅速な改善方策として、現行の裁定制度を改善する具体的方策。例えば、申請手続のさらなる改善（例えば、申請に必要な供託金算定の根拠となる情報の提供等）など。

## (6) その他

- 保護期間の複雑な計算や著作権者等の没年不祥の場合の扱いに対する方策。
- 多様な主体、場面によるデジタル・ネットワーク技術を活用した新たな普及啓発方策。
- このほか、DX時代におけるコンテンツの利用促進・対価還元方策があるか。

(以上)